平成２４年９月
テクノエイド協会

福祉用具臨床的評価事業　ＱＡＰ認証取得の流れ

２４年９月初旬より　申請受付を開始（随時申請受付）

- 認証申請書（様式１）※当協会ＨＰからダウンロード
- 製品カタログ

※認証申請は、製品型番毎となります。
※また、申請書を作成しだい、電子メールにて事前に当協会の担当者あてにお送りください。予め記載内容を確認いたします。

２４年９月中旬より　評価機関の決定（受付完了後随時決定）

厚生労働省において、以下の６機関が評価機関として決定される予定です。申請製品の評価機関は厚生労働省及び当協会において検討し、申請者へご連絡もうしあげます。

- とちぎノーマライゼーション研究会（福祉用具総合評価センター）
- 東京都福祉保健財団　普及推進室
- 川崎市社会福祉事業団　れいんぼう川崎
- 横浜市総合リハビリテーションセンター
- 日本福祉用具評価センター
- 福祉用具プラザ北九州

２４年１０月中旬　評価の開始

- 評価料は無料ですが、搬入等に伴う費用は、申請者の負担となります。
- 評価機関の担当者から、申請メーカーの担当者へ連絡し、福祉用具等の搬入日を決定します。
- 搬入するものは、「実機１台（新品）」と「取扱説明書１通」です。

２４年１２月～２５年３月　認証結果通知書の送付

- 評価機関からの評価結果に基づき、認証センターにおいて、認証の可否を決定します。
- １製品ごとの認証結果通知書を発行し、送付します。
- 認証可となった製品は、認証マーク使用契約の締結が可能となります。

QAP
The Association for Technical Aids

ＱＡＰ認証取得による広報等について
- 福祉用具情報システム（ＴＡＩＳ）による周知
- 福祉用具臨床的評価情報ページによる周知
- 製品カタログ・Ｗｅｂサイト等への掲載許可

担当者
公益財団法人テクノエイド協会　企画部　谷田良平・梶原成晃・五島清国
東京都新宿区神楽河岸１－１　電話 03-3266-6883（直通）
電子メール　tanida@techno-aids.or.jp